

補遺：近年のпатентプール研究概要

— コミュニティーによるイノベーション創出との関連から — (その2)

梶浦雅己

本補遺は、патентプールについて、本文稿（石川理那氏執筆）を補完するものである。前号で述べたように、патентプールは近年になりICTにおいて顕著な増加を示し、調査研究も進展している。さらに他分野でもпатентプールも現れている。新奇な研究においては、技術特許はコモンズであるという立場からの論考がある。コモンズの立場では「公」すなわち政府・行政と「私」すなわち企業や個人による二元論ではなく、共有し協働するという立場から資源保全やコミュニティのあり方を考察する。патентプールをコミュニティとして捉えるコモンズ的前提は新奇であり興味深い。

1. патентプールの実態調査

最初に、патентプールの全容を把握していく。патентプールは、グローバルな市場拡大と利用される製品拡大に伴い複雑化すなわち量的増加と質的多様化している。さらにICT分野以外の製薬産業でのпатентプールも形成され始めている。こうした実態を明らかにするため、特許庁は三菱総合研究所に委託してпатентプールについての大規模なアンケートとヒアリング調査を行っている¹⁾。調査内容は文献調査、国内アンケート、国内ヒアリング、海外ヒアリングであり、アンケートについては対象企業母数591、対象事業数は

19に亘る大規模なものである。その調査によれば、патентプールには次のような特徴がみられる。

- ① 近年、国際的、大規模かつ多数の権利者が絡むпатентプールが形成されている。また国際標準と技術特許が結合している。これらは、とくにICT分野に顕著な特徴である。
- ② それに伴い、訴訟やライセンスなどが頻発し、патент・マネジメントやпатент・ポートフォリオが重要視されている。
- ③ 国際的に統一したпатентプール制度は未だ確立していない。

引き続き、国内アンケート調査の要点を示す。

- ① ライセンサー、ライセンシーとして関与した者は14.8%に留まり、両者とも重要性を必ずしも認識していない（重要である：30.7%、重要でない：25.6%）。
- ② 両者は「有力特許権者参加状況」、「プールに参加している特許権の数」、「ロイヤリティー徴収ルール」について評価が分かれており、それらを解消する必要性を認識している。

両者のメリットは表1に示したように多くあるが、制度、運用、当事者の課題について十分に認識されていない。

1) 特許庁（2013）「平成24年度 特許庁産業財産権制度問題調査研究報告書 パテントプールを巡る諸課題に関する調査研究報告書」三菱総合研究所

表1 ライセンサー、ライセンシーのメリット

ライセンサー	ライセンシー
取引コストの低減化	同左
ロイヤリティー安定的収入	ロイヤリティー負担の 予見性向上
特許無効紛争回避	特許権侵害紛争回避
-	権利外者への対抗策

出所:特許庁(2013)前掲書、xii 表1を要約して掲載。

2. コミュニティーによるイノベーション

パテントプールの複雑化は、ライセンサーとライセンシーさらには関与するステークホルダーの増加によってもたらされるという見方ができる。後述するように、多くのステークホルダーが任意で形成するパテントプールをコミュニティとみなし、collective governance (共同集団ガバナンス)を論じる研究が進んでいる。こうした研究を学問基盤として支える論拠は、初の女性ノーベル経済学賞受賞者であるエリノア・オストロム: Ostrom, E. (1990)の研究業績であろう。オストロムはcommon-pool resource (公共財・共有資源)の管理・運用について、市場や政府が主導するよりもコミュニティが関与し機能する時に最も効率的かつ効果的になることを示した²⁾。さらにオストロム研究を受け継ぐ論者が出現し、パテントプールはイノベーション創生を行う主体であるという論証も展開している。Mattioli, M. (2014)³⁾は、コミュニティとしてのパテントプールにおける「自主管理統制」の論拠を、Ostrom, E. (1990)を始めとして、Merrill, T. (2010)⁴⁾、Walker, J. *et al.* (2000)⁵⁾、Merges, R.

2) *Governing the Commons The Evolution of Institutions for Collective Action*. Cambridge University Press.

3) Power and Governance in Patent Pools. *Harvard Journal of Law & Technology*. 27 (2) pp.421-465.

4) Direct Voting by Property Owners. *University of Chicago Law Review*. 77 (1) pp.275-310.

5) Collective Choice in the Commons : Experimental Results

(1996)⁶⁾などに求めている。

Mattioli (2012) は、パテントプール、コンソーシアムなどのコミュニティは、権利者が協働して長期的なイノベーション発展のために過度な権利配分を得ることを抑制する「自主管理統制」機能を発揮すると主張する⁷⁾。周知のように私権による過剰な権利者行動はアンチcommonsの悲劇を励起するばかりか、イノベーション創出を制約する⁸⁾。こうしたことはpatent gridlock (特許のもたらす順行停滞)を引き起こし、結果としてイノベーションを妨げるのである。近年、法学研究者によってこうした研究が進められている。Yale Law Journalを中心として、権利者の形成する共同集団はガバナビリティすなわち「自主管理統制」推進力を形成し、公的機関による介入よりもむしろ望ましいという論考である。さらにBarnett, J. (2011) はパテントプール、コンソーシアムなどにみられる市場の「自主管理統制」機能は、イノベーション形成ロスを低減化すると述べる⁹⁾。つまりパテントプールは取引コスト低減化に機能するばかりか順行停滞の回避に有効であるとされている¹⁰⁾。パテントプールのような共同集団的ライセンシング方式は過剰な特許権を抑制し、権利者間の取引コスト低減化する¹¹⁾。Barnett (2011) は自動車、AT&T/Bell、IBM、バイオテ

on Proposed Allocation Rules and Votes. *Economic Journal*. 110 (460) pp.212-234.

6) Contracting into Liability Rules : Intellectual Property Rights and Collective Rights Organizations. *California Law Review*, 84 (5) pp.1293-1395.

7) Communities of Innovation. *Northwestern University Law Review*, 106 (1) pp.103-155.

8) Heller, M. (1998) The Tragedy of the Anticommons : Property in The Transition from Marx to Markets. *Harvard Law Review*, 111 (3) pp.621-688.

9) Property as Process: How Innovation Markets Select Innovation Regimes. *Yale Law Journal*, 119 p.384, 387-389, 432-437, 2009; USC CLEO Research Paper No. C08-21; USC Law Legal Studies Paper No.08-26. Available at SSRN: <http://ssrn.com/abstract=1273919> or <http://dx.doi.org/10.2139/ssrn.1273919>

10) Shapiro, C. (2001) Navigating the Patent Thicket: Cross Licenses, Patent Pools, and Standard Setting. In Adam B. Jaffe, A. B., Lerner J. and Stern, S. (eds) *Innovation Policy and the Economy*, 1 MIT Press, pp.119-150.

11) Merges, R. (1996) Contracting into Liability Rules: Intellectual Property Rights and Collective Rights Organizations. *California Law Review*, 84 (5) pp.1293-1395.

テクノロジーなどのパテントプール事例から、大規模権利者は初期イノベーションから得られる獲得を最大化するのではなく、累積的かつ継続的な獲得を求めること、さらに市場の「自主管理統制」は、累積的イノベーションを確実化することを実証している¹²⁾。

一方、Mattioli (2012) は、近年におけるパテントプール、コンソーシアム事例から、「自主管理統制」「自己調整」機能をmarket correction hypothesis (市場矯正の仮説) として設定して実証している。彼の示す論点は3点であり、政府の影響、紛争・訴訟対策、公共社会目標であり、各事例について企業参画および協働が認められ

12) Barnett, J. (2011) *ibid.* pp.432-437.

る(表2)。Mattioli (2012) の示すパテントプールというコミュニティーの活動プロセスは、イノベーションを創生するものであり、これはCOI (Communities of Innovation) という概念化がなされている。COIについては、先行してCoakes and Smith (2007)¹³⁾、Sawhney and Prandelli (2000)¹⁴⁾、Lee and Cole (2003)¹⁵⁾などの研究がある。

13) Developing Communities of Innovation by Identifying Innovation Champions. *The International Journal of Knowledge and Organizational Learning Management*, 14 (1) pp.74-85.

14) Communities of Creation: Managing Distributed Innovation in Turbulent Markets. *California Management Review*, 42 (4) pp.24-54.

15) From A Firm-based to A Community-based Model of Knowledge Creation: The Case of the Linux Kernel Development. *Organization Science*, 14 (6) pp.633-649.

表2 市場矯正仮説に係る事例

論点 (追及される権益)	パテントプール事例	内容 (いずれも企業参画・協働がある)
1. 国際機関・政府の影響 (私益と公益の両立・追及)	Medicines Patent Pool (抗エイズ医薬品特許プール)	抗HIV薬 (ARVs: 多剤併用療法) 実現におけるWHOによるUNITAID設立
	NTD Pool (ネグレクト熱帯病に対するオープンイノベーション・プール)	GSK (グラクソ・スミスクライン社) などによる熱帯病医療法開発のための新薬開発、FDAの関与
	SNPコンソーシアム (一塩基多型ヒトゲノム・コンソーシアム)	米国政府によるヒトゲノムSNPの情報検索のためのデータベース構築
2. 紛争・訴訟に対する集団的対策 (私益の追及)	MAA (航空機製造者協会)	米国政府機関が関与して設立した航空機開発製造に係る部品・中間財などの技術特許管理組合
	Open Invention Network	ソフトウェア特許に関してLinuxシステム・アプリケーションに特許権を主張しない企業へOINが保有する特許の無償利用を提供する
	Bessemer Association	米国の製鉄に関するプールで、短期的利益追求 (19世紀)
	Mines of Cornwall	鉱山採掘用蒸気エンジンに関する技術特許のプール (18世紀)
	Eco-patent Commons	IBM、世界経済人会議は、ノキア、ピッツニーボウス、ソニーと協力し、グリーンな環境保全に貢献する特許を無償開放
2. 私益より公共社会的目標優先 (公益の追及)	GreenXchange	ダボス会議での提唱を受けナイキ、ニューバランス、ヤフーなどが商標など知的財産を共有するウェブ・プラットフォームを設立。ナイキはデザイン技術などを無償解放

出所: Mattioli, M. (2012) Communities of Innovation. *Northwestern University Law Review*, 106 (1) pp.103-155. より抜粋して筆者が要約。

3. 課題

さて、二号に亘る補遺では近年の Patent Pool 研究調査の概要について述べた。Patent Pool が進展するなか筆者が思いつくだけでも解明すべき研究課題は未だ少なくない。

① ICTの場合、国際標準と結びついた技術特許が Patent Pool 化されているが、製薬では国際標準は Patent Pool 化に際して介在しない。二者の違いはなぜなのか、また ICT における国際標準が果たす役割と機能は何かを掘り下げて明らかにする必要がある。

② ICTの場合、前号で述べたように、技術世代の進展に伴い Patent Pool が複雑化している¹⁶⁾。医薬品の場合は技術特性がこれとは異なることが想定されるので Patent Pool 発展プロセスは異なるのだろうか。

③ ICTの場合、標的市場はハイエンド製品による先進国であり、製薬の場合はジェネリック薬による途上国というように想定される。このような場合は、企業レベルでは適応するビジネスモデルが違うことが想定される。

④ コミュニティ・イノベーションは公共レベルでのイノベーションが示されている。下位レベルのイノベーションすなわちステークホルダーレベルのイノベーションがどのようなものを明らかにしなければならない。さらに市場矯正仮説を論証すべきである。

⑤ またイノベーションを捉える場合、イノベーションの創出とイノベーションによる収益化を分けてみる必要はないだろうか¹⁷⁾。

なぜならイノベーション創出は必ずしも収益化しない場合があり、両者は区別されるべきである。

16) 梶浦雅己 (2015) 「補遺：近年の Patent Pool 研究概要」『流通研究』21号。

17) 梶浦雅己 (2013) 『ICT コンセンサス標準』文眞堂、1章に詳しい。